

## 柏市食中毒警報等発令要領

制定 平成20年 5月26日

施行 平成20年 6月 1日

### 1 目的

夏期における食中毒の多発が予想される時期に，食中毒注意報又は食中毒警報（以下「警報等」という。）を発令し，食品関係業者のみならず県民一般に対して食品の取扱い及びその他の食品衛生に関する注意を喚起させることにより，食中毒発生防止の一助とするとともに食品衛生知識の高揚を図ることを目的とする。

### 2 実施期間

6月1日から9月30日まで

### 3 発令条件

千葉県食中毒警報等発令要領（以下「県要領」という。）を準用する。

#### (1) 食中毒注意報

6月1日に発令する。

#### (2) 食中毒警報

以下のいずれかの項目を満たす場合に発令する。

ア 真夏日が3日以上継続した場合。

イ 千葉県健康福祉部長が必要と認めた場合。

### 4 警報等の期間

(1) 食中毒注意報の期間は，食中毒警報の発令期間を除く6月1日から9月30日までとする。

(2) 食中毒警報の期間は，食中毒警報発令後5日以上継続して真夏日とならない場合までとする。ただし，千葉県健康福祉部長が必要と認めた場合はこの限りでない。

### 5 警報等の発令及び広報

(1) 千葉県健康福祉部長が県要領に基づき警報等が発令した場合，柏市は，警報等伝達系統図に基づき通報するものとする。

(2) 警報等が発令された場合は，柏市保健所においてその旨の表

示を行うものとする。

6 運営

この要領は，気象関係機関等との緊密な連絡のもとに実施する。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成29年2月10日から施行する。